

鳥取県告示第 852 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター 理事長 山元美津江	鳥取市吉成 91-16	特定非営利活動法人桜坂デイサービスセンター	鳥取市吉成 91-16	介護予防通所介護	平成 18 年 11 月 20 日
いなばタクシー株式会社 代表取締役 波多野 淳	鳥取市河原町 谷一木 1033-1	いなばタクシー株式会社福祉部指定訪問介護事業所	鳥取市河原町 谷一木 1033-1	介護予防訪問介護	平成 18 年 12 月 1 日